

大平 識見

四 現状に対する基本的認識と将来への展開

四 1 「国民的合意の成立」 『国民的合意の上』

『議会制民主主義、自由市場経済体制、そして現行安全保障体制など今日の社会の基本的秩序は、いまや与野党を通してほとんどの国民の合意となった。いかなる施策も、これを守り、これを強化し、この上に発展されるものでなければならぬ。』

「これまで先人が達成してきた事績は大事にしていきたい。議会制民主主義、自由市場経済、総合的な安全保障体制を守っていくことは、国民的合意として定着しているので、これを着実に保守し、発展

させていきたい。」(10・28・東京)

「できるだけ先輩がやってきたよきものを保存し、保持していく。それを土台にして、だんだん発展させていく。そして、それを次の世代に引き継いでいく。」(10・22・サンケイ)

「硬直化した対立、抗争の政治はもはや過去のもので、それを繰り返してはならない。」(10・26・サンケイなど)

これからの政治は、この国民的合意を基礎に、これを確実に未来に引き継ぎ、発展させうるものではない。なければならぬ。

四 2 「日本の見直し」 「家庭、コミュニティの見直し」

『私たちが享受している自由や平和や繁栄は、先進西欧諸国に比べても決してひけをとるものではありません。』

「家庭、コミュニティ（共同体）は日本を支える柱だ。…ここで新しい難局にあたって、家庭、企

業、コミュニティーの実態を見直したい。つまり、経済的側面でなく、人間的な側面を取り上げたい。」
 (11・8・東京)

わが国は恵まれた国である。緑なす自然と美しい四季、伝統と文化に恵まれ、民族は均質、国民は勤勉で活気に溢れ、資質が秀れ、教育水準は高い。目上を敬い、兄弟や友人を大切にし、他人に親切で、思いやりやいたわりの気持が強い。戦後は長らく平和な生活と自由を享受している。経済的に豊かで、しかも世界で最も均等な所得の分配が行われている。社会には階級制がなく開かれており、国民は限りない向上の意欲と旺盛な生活力を持って、環境の変化にも秀れた対応力を見せている。

しかし、このわが国にも、戦後の高度成長の中で、多くの問題を生じている。

四 3 「量的拡大」から「生活の質の向上、充実」へ 「物質から精神へ」、「経済」から「文化」の時代に

『高度経済成長の成功によって、わが国は、所得の面では世界の一流となったが、社会や生活の基盤は脆弱さが目立っている。この不足面を充実し、社会や生活の質的向上をはかり、均衡のとれた国家を創らねばならない。』

「適正な成長の道を模索することを怠ってはならないが、すべての政策の方向を量より質の改善の方向に持っていかなければならない」と述べ、国民生活、教育、産業面でも量的拡大より質的に改善し、ゆとりと落ち着きを求めるよう提唱した。
 (10・29・日経)

「内政面で量的拡大よりも、質的向上が国民の側から求められていると思う。事実、今は経済の成長力から考えても、質的な充実の方向に政策を考えていかなければならない。……むやみに量的拡大を図れる時代ではない。生活の質の向上、充実というところ、文化もあり、教育もあれば、物的生活もある。もっと、いわば落ち着いたゆとりのある健康的な精神生活を追求していかねばならない。そこに政策の力点を置かねばならないと考えている。」(10・28・東京)

「経済」にアクセントを置いた時代から「文化」の時代になってきたと思う。目に見えるものから見えないものへ、物質から精神へ、国民の関心が文化に移っている時代だ。高度経済成長の夢を追う政治は終わったと思う。」(10・28・朝日)

四 4 「生きがいのある社会づくり」 いき
いきとした「心も豊かな社会」を

「内政面では、すでに明らかにした「地方田園都市構想」に続いて、新たに「家庭基盤の充実」をあげ、生きがいのある社会づくりをめざすことを明らかにした。……(この「家庭基盤の充実」を)大平氏は、生きがいのある「ミニシティづくりをめざした「地方田園都市構想」とともに、量から質への政策転換を進めるにあたっての道標、としている。」(10・29・サンケイ)

「国民にも、家庭基盤を充実することがいちばんの生きがいであるということを感じ起こしていただき……」(11・4・共同会見)

「家庭こそが安らぎのオアシスであり、生きがい

の感じられるところにしななければならない。」(10・29・読売)

いまや人々は、経済的、物質的な豊かさの中で、精神的な豊かさ、「心の豊かさ」を、「生きがい」を求めている。豊かさとは何か、「生きる喜び」とは何か、ということについて反省が行われている。

「豊かさ」とは、心の面でも飢餓感をなくすことであろう。自分だけが豊かになるのではなく、分かち合うことにより得るものである。自分は社会のために何をしたらかを見直してみる。そして、自分は社会のために人のために、こういうことをしたと言える、それによって存在を認められる、そこに「生きがい」があり、「生きる喜び」があるのではないだろうか。

「みずみずしい人間関係」、ゆとりと思いやりのある、そういう社会をつくるのが、「生活の質の向上」ではないだろうか。

四 5 「総合の政治」と『日本社会固有の問題
解決能力』の採用

『一つの戦略、二つの計画、すなわち総合安全保障戦略、家庭基盤の充実計画および田園都市計画を重点施策として、これらを総合的に展開することにより所期の目的を達成する。なお、これらの施策には、日本社会固有の問題解決能力を十分にとり入れるよう配慮したい。』

いま最も望まれているものは、流動化している時代への柔軟な対応である。硬直的な発想に捉われることなく、広く国民の声を反映し衆知を結集した先見性の確立であり、多様化している国民の要望（ニーズ）に応える「総合の政治」である。

四 6 『社会的、経済的公正』の確保

『政策の運営にあたっては、社会的、経済的公正がはかられるよう細心に配慮する。とくに、税制や、行政面における不公正の放置は、国民の政治に対する信頼を著しく阻害するものであり、つねに諸施策、諸制度の見直しを怠ってはならない。』

『経済的、社会的に公正を実現していくのは、政治の根本だ。……その中でも税制上の不公正とか、官民間の不公正、それから中央と地方の不公正などは、今後も精力的に是正します。』（10・28・東京）

五 政治と行政の運営

『行政府優位の姿勢を改めて、立法府の權威をかめ、安くつく効率的な政府をつくる。』（10・21・メモ）

五 1 国会運営 野党との対応 「部分連合」

『党の結束を維持しつつ野党とも精力的に話し合い、円熟した実行力のある政治をしなければならぬ。』（10・21・日経・夕）

『保守の安定、……が望ましい、そういう方向で努力すべきだが、……それができない今日は、私の言う部分連合で対応するしかない。』（10・22・日経）

『（現状においては野党と）連立政権はおろか、政策協定もできない。できることは個々の案件につい

てきわめて部分的に協調できるかどうかということだけだ。国会対策は私ばかりでなく、過去もずっとこの部分連合でやってきた。それ以外に道はないでしょう。(数の)力で抑えてゆくことは、いうだけで実行できない。不毛、非生産的な考えだ。国民はそんな考えを過去のものと受けとめているし、望んでもいない。国民の方が進んでいるよ。……」

「自民党が安定過半数をもつていても、こういう思想で政局を運営していくべきだ。政策はただつくるだけでなく、実行していかねばならないからだ。そのためには、反対陣営にも理解を求めるしかないと思う。」(10・28・朝日)

米国などにあるクロス・ヴォーティング(議員の議決権を党議で拘束しない制度)について「日本の政治風土では満場一致がいちばんいい。そういう国情だから、米国方式はなじまないのではないでしょうか。」(10・22・朝日)

五 2 解散問題

「解散しないと政局が回らないとは判断していな

いし、いま解散して民意に問うべき大きな問題もない。当面、解散などは考えるべきではないと思う。」(10・28・朝日)

「当面の問題は東京都知事を頂点とする統一地方選挙と再来年夏の参議院選の準備を急ぎ、その勝利を確実にすることだ。衆議院の解散は考えるべきでない。」(11・20・沖繩での記者会見)

五 3 政党と派閥 党改革

「政党というのは、調和のとれたディスプレイイ(不統一のなかの調和)というものであり、最終的には一つにならなければならぬ。……自民党は自律的な調整力をもっています。」(10・22・日経)

「現実の水はエロではない。……蒸溜水ではないんで、人間の社会もそんなに純粹じゃない。派閥的活動というものは、いい方向に働けば許容できるのじゃないか。これが例えば人事その他のエゴイズムに走ることがあれば、矯(た)めていかなければならない。派閥的活動は人間の集団にはある程度、避

するといふ国民の憲法制定意思といふのを考えてみますと、まだ改正するところまで熟しておるようには考えておりません。」(11・4・共同会見)

「改憲論議は結党以来の問題だからあつてもよいが、いま国民的コンセンサスが熟しているとは思われない。」(10・28・朝日)

五 5 『安くつく効率のよい政府を実現』

『権力志向に根ざす行政府の硬直した姿勢を戒めねばならない。』

『行政の肥大化とタテ割り主義による非効率化を改め、安くつく効率のよい政府を実現しなければならぬ。』

「安くつく政府でないといかん……。いまは少し重たくなりすぎた。」(11・2・日経)

「政府にも国民に対する甘えが…、国民にも政府に対する甘えがある。それが政府への過剰な期待になつたり、(政府の経済や国民生活に対する過剰な)力量以上の介入になつたりして、…行政機構が重い

ものになり、財政のピンチになつてきたのではないか。こういう甘えに対して、国民の側も政府の側も自省していかないと、安くつく政治はできない。政府も国民も、そこを考えてやらなければならぬ時期にきているし、そうした自覚が熟しつつある時期だと思ふ。」(10・22・読売)

「高度成長期にたくさんつくつた政府機関の中には役割を終えたものとか、少し重荷になつて居るものもある。そういうものから(政府は)手を引かなければいけない。」(11・2・日経)

高度成長期の行政のあり方を徹底して見直し、許認可事務、補助金事務を削減し、政策の企画立案調整機能を中心とした「簡素で効率的な行政」へ刷新を図る。

高度成長期の役割を終え、あるいは役割の少なくなつてきた政府機関については、廃止ないし縮小しなければならぬ。

『権力志向に根ざす行政府の硬直した姿勢』を厳に戒め、「政府の過剰介入」を廃止し、『安くつく効率のよい政府を実現』するために、許認可事務及び

補助金事務は、思いきって削減しなければならない。特に中央の省庁については、個別の権限に依存した行政からの脱皮を図り、広い視野からの政策の企画立案調整機能を重視し、行政の実施部門は外局（庁）や部などへ分離を図り、簡素で効率的な機構に改める。

流動的な時代の国民の要請に絶えず弾力的に対応していくため、特別職や局・部の数の増加を来さない改正は政令に委任する。

部局や定員の増加は厳に抑制する。地方政府についても、『安くつく効率のよい政府を実現』するため、国の場合に準じて、簡素化を要請する。

五 5 付 「行政整理」

「行政整理と一言でいうが、過去にも成功した例はないんでね。まず、（部局や人員を）ふやさぬ…、多くしない…、古いものはスクラップしていくと（いう）工夫を…やらんと…。行政整理…は、とかく総論賛成、各論反対で、…私はまず一利を興すよりも一害を除くことを丹念にやるのが大切だと思っ

ている。」「ここ何年か…行政改革もスクラップ・アンド・ビルドといわれながら官僚…、政治家もともに抵抗して…つぶしているのが現実では」との問いに対し、「自民党政府はそんな不まじめなものではないですよ。過去10年間だけでもみてみなさい。中央政府で定員をふやしていないんですよ。たとえば外務省の中南米局一つつくるんでも、審議官を局長にするだけ…だが、これが政府をあげて…の問題になるほど、…ふやさぬことに全力をあげてきている。」「（10・22・サンケイ）

五 6 『中央集権への傾斜を改め』る 『地方政治』

『地方政治については、行政の中央集権への傾斜を改め、地方自治体による独自で機動的な行政力に委ねるよう措置する。』

『（田園都市計画によって）税財源、雇用機会、教育文化機能を首都東京をはじめとする地方自治体に配分し、福祉等の行政機能も大幅に地方に移譲する。それぞれの地域に高次の自治機能をもたせ…。』